

◆現況届提出にあたっての Q&A

番号	質問	回答
1	育児休業中の場合は、「就労証明書」をどのように記入してもらえばいいのか。	就労日数や就労時間、就労実績などは、育児休業取得前の状況をご記入ください。また、「育児休業に伴う保育利用継続申立書」も併せてご提出が必要です。 ※育児休業中の場合、母子手帳のコピーは添付不要
2	去年の現況届で障がい者手帳、療育手帳などを提出しているが、今年も必要か。	内容確認のため、年度ごとに提出が必要です。
3	結婚（離婚）した。または祖父母と同居（別居）した。何か手続きは必要か。	18歳以上 65歳未満の同居人が増える場合は「就労証明書」または「保護者等の状況確認書」の提出が必要です。また、「改姓・住所等変更届（※）」も併せて提出が必要です。（※）インターネット上で提出可能。P2参照
4	現況届に添付した「就労証明書」または「保護者等の状況確認書」をきょうだいの4月入所の申請に使用できるか。	使用できません。 4月入所の申請書には、新たに10月以降に発行されたものがが必要です。
5	現況届を提出した後に、保育要件（退職等）や保育の必要量（標準時間⇔短時間）に変更があったときは、どうしたらいいか。	現況届の時期以外でも、変更があった場合はその都度変更申請が必要です。「就労証明書」または「保護者等の状況確認書」と「保育要件を確認する書類」をお持ちのうえ、 保育幼稚園課窓口にて教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。
6	令和8年3月31日までに門真市外へ転出予定です。何か手続きは必要か	「保育施設・事業退所（園）届」のご提出が必要です。詳しくは保育幼稚園課へお問い合わせください。市外へ転出後も継続して利用できる期間は、原則、単年度限りです。
7	書類を提出後、審査が完了した際は何か通知は届きますか。	審査が完了した際は特に通知をしていません。不備がある場合は保育幼稚園課よりご連絡させていただきます。

◆記入例

・書類の記入方法については、下記のQRコードを読み取ってご確認ください。

○保育施設等利用
継続調査票兼現況届



○就労証明書



○就労証明書
(記載要領)



○保護者等の状況確認書

